



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会社名	小野建株式会社
代表者名	代表取締役社長 小野 建
コード番号	7414 東証第一部・福証
本社所在地	大分県大分市大字鶴崎 1995 番地の 1
問合わせ先	代表取締役専務 小野 哲司 093-561-0036

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 57 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、整備法)」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり定款の変更を行うものであります。

- (1) 株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、規定を新設するものであります。(変更案第11条)
- (2) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類を株主に提供したものとみなすことができることとなったため、規定を新設するものであります。(変更案第17条)
- (3) 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするるとともに株主への周知を図るため、代理人の員数を定款に規定するものであります。(変更案第19条)
- (4) 取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略することができるようになりましたので、迅速な意思決定を可能とするため所要の変更を行うものであります。(変更案第26条)
- (5) 議事録に関する規定については、法令に定められた事項を確認的に記載するだけになるため、不要につき削除を行うものであります。(現行定款第17条、第26条、第35条)

(6) 会社法および整備法が施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更などの所要の変更を行うものであります。

2 . 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 23 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 23 日 (金曜日)

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数および株式の消却)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、5,000万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の株式の1単元の数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株式)</p> <p>第8条 当社は、<u>1単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株式の不発行)</p> <p>第10条 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他の株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、<u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主名簿を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</u></p> <p><u>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集の時期)</p> <p><u>第12条 定時株主総会は毎決算期終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。</u></p>	<p>(招集)</p> <p><u>第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u></p>
<p>(招集地)</p> <p><u>第13条 株主総会は、大分県大分市もしくは福岡県北九州市において招集する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集しその議長となる。</u></p> <p><u>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 商法第343条の定めによる特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権の行使を委任することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権</u>を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、<u>その議決権</u>を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p><u>第 1 8 条</u> 取締役は、株主総会においてこれを 選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議 決権の 3 分の 1 以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもっ て行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票に よらないものとする。</u></p> <p>(定 員)</p> <p><u>第 1 9 条</u> 取締役は、<u>1 2 名以内とする。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p><u>第 2 1 条</u> (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使 することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数をもつて行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(任 期)</p> <p><u>第 2 0 条</u> 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最 終の決算期に関する定時株主総会終 結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠または増員により就任した取 締役の任期は、他の在任取締役の任 期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p><u>第 2 2 条</u> 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に 終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会</u>の終結の時ま でとする。</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された 取締役の任期は、在任取締役の任期の 満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第 2 1 条</u> 代表取締役は、<u>取締役会の決議によ り選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により、取締役会 長、取締役社長、取締役副社長、専 務取締役、常務取締役を定めること ができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第 2 3 条</u> 取締役会は、<u>その決議によって代表 取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締 役会長、取締役社長各 1 名、取締役副 社長、専務取締役、常務取締役各若干 名を定めることができる。</u></p>
<p>(報 酬)</p> <p><u>第 2 2 条</u> 取締役の報酬は、<u>株主総会の決議を もって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第 2 3 条</u> 取締役会は、<u>法令に別段の定めがあ る場合を除き、取締役社長がこれを 招集し、議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、<u>取 締役会においてあらかじめ定めた順 序に従い、他の取締役が取締役会を 招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第 2 4 条</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第25条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録して出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程) 第27条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(報 酬 等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) 第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p><u>第28条</u> 監査役は、株主総会においてこれを 選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもっ て行う。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p><u>第30条</u> (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使 することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(定 員)</p> <p><u>第29条</u> 監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任 期)</p> <p><u>第30条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最 終の決算期に関する定時株主総会終 結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任 期は、<u>退任した監査役の任期の満了 すべき時までとする。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p><u>第31条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に 終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時ま でとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の 補欠として選任された監査役の任期 は、退任した監査役の任期の満了する 時までとする。</u></p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第31条</u> 監査役は、<u>互選により常勤の監査役 を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第32条</u> 監査役会は、<u>その決議によって常勤 の監査役を選定する。</u></p>
<p>(報 酬)</p> <p><u>第32条</u> 監査役の報酬は、<u>株主総会の決議を もって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日 前までに各監査役に対して発する。た だし、緊急の必要があるときは、この 期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招 集の手続きを経ないで監査役会を開 くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第33条</u> (現行どおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招 集の手続きを経ないで監査役会を開 催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定 めある場合を除き、監査役の過半数を もって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録) <u>第35条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録して出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規程) <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(監査役会規程) <u>第34条 (現行どおり)</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p>	<p>(報 酬 等) <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第6章 計 算</p>
<p>(営業年度および決算期) <u>第37条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎年3月31日をもって決算期とする。</u></p>	<p>(事業年度) <u>第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
<p>(利益配当金の支払) <u>第38条 利益配当金は、決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(中間配当) <u>第39条 取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(中間配当) <u>第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金の支払義務免除)</p> <p>第40条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>

以上